

現 場 説 明 書

1 工 事 名 福井県立大学 Global Gateway 電気設備工事

2 工事場所 福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1

3 工事成績評定を実施しない工事であることについて

本工事は公立大学法人福井県立大学が発注する工事であるため、福井県発注工事と異なり、工事成績評定は実施しない。

4 「週休2日工事」に関する事項

本工事は、「週休2日工事」の対象工事としない。

5 工事の施工について

工事の施工に関しては、次の点に配慮すること。

- (1) 下請業者を選定する場合には、福井県建設工事元請下請関係適正化指導要綱によること。
- (2) 県内産の材料、製品等について、積極的に使用するよう努力し、資材の発注についても地元を活用するよう努めること。
- (3) 工事受注者の責任において、資材の運搬、工事車両の出入り、駐車場の設置について、大学関係者と十分調整し、法令順守の上、周辺道路ならびに本学構内道路等の一般交通、安全等に支障の無いよう努めること。
- (4) 各室管理者と打合せの上、各室の業務への支障が最小限となるように施工すること。
- (5) 工事車両進入路等を含む工事において利用する範囲については、適切に養生を行うとともに、工事終了後は原状に復旧すること。
- (6) 大学施設の運営状況の把握に努め、日々の工程調整を綿密に行うこと。特に停電、断水、騒音、振動を伴う作業等、大学施設の運営に支障のある作業については施設管理者と協議のうえ、支障がないよう細心の注意を払うこと。また、施設使用者、とりわけ学生等の安全確保に十分配慮すること。
- (7) 令和8年8月9日（日）～8月16日（日）、令和8年8月30日（日）～8月31日（月）、令和8年11月21日（土）～11月23日（月）、令和9年1月16日（土）～1月17日（日）、令和9年1月30日（土）～31日（日）、令和9年2月25日（木）、令和9年3月12日（金）令和9年3月23日（火）は構内作業禁止とする。また、監督員と協議のうえ、当該日の前日までに目障りとなるものを撤収し、周辺の清掃美化に協力すること。
- (8) 同時期に、「福井県立大学 Global Gateway 建築工事」および「同機械設備工事」、「交流センター照明改修工事（仮称）」および「同空調熱源改修工事（仮称）」を発注予定である。それぞれの工事に支障がないよう、工事の取り合い部分、仮囲い等の設置、作業ヤードの利用等における調整を綿密に行うこと。なお、「交流センター照明改修工事（仮称）」および「同空調熱源改修工事（仮称）」の正式工事名称は確定次第伝達する。
- (9) 騒音、振動、粉じんの発生を極力抑えること。施工上、やむを得ず発生する場合において

は、最小限に抑える対策を講じるとともに、事前に大学側とその期間や対策等について十分な協議を行うこと。

(10) 必要に応じて工事エリア周辺の清掃を行うこと。

(11) 工事に関連して利用した部分、破損した部分については原状に復旧すること。

(12) 建設副産物

1) 建設副産物、建設廃棄物は、現場で種類別に分類集積すること。

2) 特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等）が発生するときは、再資源化施設へ搬出すること。

3) 再生資源となるものについては、中間処理を経て再利用を図ること。

4) 建設廃棄物については、関係法令に従い適切に処理すること。

(13) 施工にあたっては「福井県建設リサイクルガイドライン」に留意すること。

(14) 建設現場において、感染症対策として、手洗い・換気などの感染予防対応に努めること。

(15) 工期の遅延を防止するため、契約後は速やかに機器承認図等を提出し、承認後は直ちに資機材の発注を行うなど、他工事を含めて施工の遅れが発生しないように努めること。

6 安全管理等について

労働安全衛生法第 30 条第 2 項による特定元方事業者には、「福井県立大学 Global Gateway 建築工事」の受注者を指名する予定である。

7 完成引渡し後の点検

建物完成引渡し後 1 1 ヶ月以上 1 年未満の間に建物管理者立会いの上で 1 年点検を実施し、設計または施工の不良に起因すると考えられる不良箇所があれば発注者と協議の上改修すること。

8 墜落制止用器具の着用について

労働安全衛生法施行令第 13 条第 3 項第 28 号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」（平成 31 年 1 月 25 日厚生労働省告示第 11 号）による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等）とする。

9 労災補償に必要な法定外の保険契約について

受注者は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年 6 月 14 日法律第 35 号）に基づき、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険（法定外の労災保険）へ加入すること。

10 建設現場の遠隔臨場について

本工事は、契約後、受注者が希望する場合に、福井県土木部が発行する『建設現場の遠隔臨場に関する実施要領』に従い、建設現場において遠隔臨場による「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うことができる。

なお、「建設現場の遠隔臨場」を実施するにあたり必要となる費用は、受注者の負担とする。

1 1 その他

- (1)設計書に記載されている数量等は、参考である。
- (2)問い合わせは、福井県立大学教育・学生支援部国際・留学支援課へ行うこと。
- (3)本工事は、入札時に工事費内訳書（細目別内訳までを含む。）の提出を求める工事である。提出がない場合、入札が無効（失格）となるので注意すること。
- (4)4の特記仕様書は福井県土木部土木管理課のホームページに掲載されているので、確認すること。